

令和5年9月20日

福島県経営者協会連合会 会長 殿

福島県建設業関係労働時間削減推進協議会  
厚生労働省福島労働局  
国土交通省東北地方整備局  
福島県生活環境部  
福島県農林水産部  
福島県土木部  
農林水産省東北農政局福島県内事業(務)所  
環境省福島地方環境事務所  
一般社団法人福島県建設業協会  
一般社団法人福島県建設産業団体連合会

建設業における時間外労働の上限規制適用に向けた長時間労働削減をはじめとする働き方の見直しに向けた取組について(要請)

平素から格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

近年の福島県の労働時間については、全産業の中で建設業が最も長くなっており、また、職種別の有効求人倍率については、職業計と比べると建設等従事者の倍率は高く、建設業において人手不足の状況が認められます。

建設業において、将来の担い手を確保していくためには、長時間労働の抑制を始めとした働き方改革の推進により「魅力ある職場づくり」を行うことが急務となっています。

また、改正後の労働基準法(昭和22年法律第49号)により法定化された時間外労働の上限規制について、建設業においては、令和6年3月までその適用が猶予されており、それまでに長時間労働の削減に向けた取組が求められているところです。

建設業における働き方の見直しに向け、今後、工事施工者等において、週休2日制の推進、年次有給休暇の取得促進、適正な工期の設定などの取組が進んでいくものと考えられますが、そうした取組を進めるためには、発注者等においても、工事発注に当たって、労働時間に関する法制度の理解や工事施工者等への配慮などが不可欠です。

つきましては、改めて本取組の趣旨を御理解いただくとともに、傘下団体・企業等に対する周知啓発に御協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

また、下請等協力事業者に短期間の納期や、発注内容の頻繁な変更などの「しわ寄せ」を生じさせることのないよう、取引上必要な配慮と下請等協力事業者への周知啓発にも御理解と御協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

なお、建築設計事務所の皆さまにおかれては、週休2日に十分配慮した工期を発注者に提示していただき、また、発注者におかれては、やむを得ない事由による工期の延長に対して柔軟に御対応いただきますよう、よろしくお願いいたします。

【参考】時間外労働の上限規制の適用猶予事業・業務(工作物の建設の事業)について ⇒



※ 「福島県建設業関係労働時間削減推進協議会」は、福島労働局を事務局として、改正労働基準法等労働時間に関する法制度等の周知・理解の促進に向けた建設業に対する説明会の開催や自主的な取組を促進するとともに、その他の支援を行うことを目的に設立した、東北地方整備局、福島県生活環境部・同農林水産部・同土木部、東北農政局福島県内事業(務)所、福島地方環境事務所、福島県建設業協会、福島県建設産業団体連合会で構成する組織です。